

新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

書面会議

(通算：第41回 特措法に基づく対策会議：第19回)

日 時 令和3年5月31日(月)

出席者：市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、産業環境部長、建設部長、都市整備部長、上下水道部長、教育振興部長、生涯学習部長、社会福祉協議会事務局長、安城消防署長、危機管理監、危機管理課長、危機管理課課長補佐、コロナ対策係長、健康推進課長、健康推進係長

1 本部長あいさつ

- ・変異株の拡大が懸念され、新規感染者数の高止まりや医療提供体制のひっ迫等状況が続いているため、国は緊急事態宣言を6月20日まで延長することを決定した。
- ・本市の感染状況は、4月は84名、5月は30日までで275名と急増しており、この2か月間の新規感染者数は昨年度1年間の感染者数に匹敵する数値となっている。
- ・感染収束の切り札となるワクチン接種は5月11日から個別接種が始まっており、6月6日からは市内3会場で集団接種が始まる。全庁あげて新型コロナウイルス感染症の収束に向けて体制を整え、各部署からの職員の応援により集団接種の円滑な運営を進めていく。
- ・また、変異株は感染力が強いので、職員自身も今一度不要不急の外出や外食の自粛、マスク着用、手指衛生などに職場、家庭において感染防止対策の徹底すること。

2 協議報告事項

- (1) 緊急事態宣言の延長について
 - ア 5月31日までの措置を6月20日まで継続
- (2) 市主催のイベントや集会の実施可否の基準について
 - ア 基準内容の変更はなし。期限を6月20日まで延長
- (3) 市公共施設等の利用制限状況について
 - ア 各施設の利用制限等に変更なし。期限を6月20日まで延長